



鳥取県公報

平成 27 年 6 月 30 日 (火)
号外第 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (30) (県民課) 4
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (31) (財政課) 7
	鳥取県税条例の一部を改正する条例 (32) (税務課) 8
	鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例 (33) (業務効率推進課) 9

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県個人情報保護条例の一部改正について

1 条例の提出理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が施行され、全ての住民に個人番号が付されることに伴い、個人番号をその内容に含む個人情報の取扱いについて定める。

2 条例の概要

- (1) 法人等に関する情報に含まれる当該法人等の機関としての情報のうち個人番号をその内容に含むものを個人情報の範囲に加える。
- (2) 個人番号をその内容に含む個人情報の収集、利用及び提供は、原則として番号法の規定に基づく場合に限る。
- (3) 個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者が当該業務の再委託をするときは、実施機関の許諾を得なければならない。
- (4) 公務員の職務の遂行等に関する個人情報について、その本人からの開示請求等を可能にする。
- (5) 番号法に基づく情報提供等記録に記録された個人情報については、利用停止請求の対象としない。
- (6) 経済的困難その他特別の理由があるときは、文書等の供与を受ける者が負担する費用の全部又は一部を免除することができる。
- (7) その他所要の規定の整備を行う。
- (8) 施行期日は、平成27年10月5日とする。

◇鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

「人口減少克服・地方創生」という課題に取り組むための新たな基金を設置する。

2 条例の概要

- (1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名称	設置目的
鳥取県未来人材育成基金	地元産業界の協力を得て、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。

- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県税条例の一部改正について

1 条例の改正理由

控除対象特定非営利活動法人として新たに1法人を指定する。

2 条例の概要

- (1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成27年8月1日から平成32年7月31日までの間に特定非営利活動法人倉吉鴨水館に対して支出された寄附金を加える。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県行政組織条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定をはじめとする地方創生の取組を強力に推進するため、元気づくり総本部を設置するとともに関係部局を再編する。

2 条例の概要

- (1) 未来づくり推進局及び文化観光スポーツ局を廃止し、元気づくり総本部及び観光交流局を設置する。

- (2) 元気づくり総本部は、未来づくり推進局の事務を所掌するほか、地域振興部から次の事務を移管する。
- ア 中山間地域の振興及び移住定住の促進に関する事項
 - イ 男女共同参画社会に関する事項
 - ウ 県東部圏域の活性化に関する事項
- (3) 地域振興部は、文化観光スポーツ局から次の事務を移管する。
- ア 文化の振興に関する事項
 - イ スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）
- (4) 観光交流局は、文化観光スポーツ局の事務のうち次に掲げるものを所掌する。
- ア 観光の振興に関する事項
 - イ 国内交流及び国際交流の推進に関する事項
- (5) 福祉保健部の事務のうち少子化対策に関する事項は、元気づくり総本部との共管とする。
- (6) 施行期日等
- ア 施行期日は、平成27年7月1日とする。
 - イ 次の条例について、所要の規定の整備を行う。
 - (ア) 鳥取県情報公開条例
 - (イ) 鳥取県スポーツ審議会条例
 - (ウ) 鳥取県附属機関条例

条 例

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第30号

鳥取県個人情報保護条例の一部を改正する条例

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることに鑑み、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報であつて、<u>個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）をその内容に含まないものを除く。</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を収集してはならない。</u></p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報を除く。</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 略</p>

2 略

3 実施機関は、番号法第9条に該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために特定個人情報（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。）を利用する必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

5 略

6 略

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を委託するときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにして、当該業務において取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（当該業務の再委託を受けた者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるとともに、当該業務の再委託をするときは、あらかじめ実施機関の許諾を得なければならない。

3・4 略

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報について開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求をすることができる。

2 略

(費用負担)

第20条 略

2 知事及び病院事業の管理者並びに県が設立した地方独立行政法人は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の規定により負担させる

2 略

3 略

4 略

(委託等に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託契約において、委託を受けた者が講ずるべき個人情報保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3・4 略

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対して、当該実施機関の個人情報取扱事務に係る自己の個人情報（第6条第3項各号に掲げる事務に係るものを除く。第26条第2項及び第27条第1項において同じ。）について開示（個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。）の請求をすることができる。

2 略

(費用負担)

第20条 略

<p><u>費用に係る債務の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正するとともに、<u>必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された個人情報の訂正にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者）に対し、その旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(利用停止請求)</p> <p>第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（<u>番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものを除く。</u>）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、<u>第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき</u> 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第26条 略</p>	<p>(訂正請求に対する決定等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、訂正請求に係る個人情報を訂正しなければならない。</p> <p>(利用停止請求)</p> <p>第24条の3 何人も、第15条第1項又は第19条第2項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置（以下「利用停止」という。）を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき<u>又は</u>第9条第3項の規定に違反して消去されていないとき 当該個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(他の制度との調整)</p> <p>第26条 <u>他の法令（鳥取県情報公開条例を除く。）に個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の規定があるときは、当該他の法令の定めるところによる。</u></p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第31号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
34 鳥取県和牛振興戦略基金	和牛の改良増殖を推進し、付加価値の高い牛肉の生産を促進すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	34 鳥取県和牛振興戦略基金	和牛の改良増殖を推進し、付加価値の高い牛肉の生産を促進すること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。
35 鳥取県未来人材育成基金	地元産業界の協力を得て、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。	35 鳥取県未来人材育成基金	地元産業界の協力を得て、大学生等の県内への就業を支援し、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第32号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（寄附金税額控除） 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。			（寄附金税額控除） 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第33号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>元気づくり総本部</u></p> <p>危機管理局</p> <p>総務部</p> <p>地域振興部</p> <p><u>観光交流局</u></p> <p>福祉保健部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>(<u>元気づくり総本部</u>の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>元気づくり総本部</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方創生に関する事項</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>中山間地域の振興及び移住定住の促進に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(7) <u>県東部圏域の活性化に関する事項</u></p> <p>(8) <u>少子化対策に関する事項（福祉保健部と共管）</u></p> <p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p>第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市町村の振興に関する事項</p> <p>(2) <u>交通政策に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部局を置く。</p> <p><u>未来づくり推進局</u></p> <p>危機管理局</p> <p>総務部</p> <p>地域振興部</p> <p><u>文化観光スポーツ局</u></p> <p>福祉保健部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p> <p>農林水産部</p> <p>県土整備部</p> <p>(<u>未来づくり推進局</u>の所掌事務)</p> <p>第3条 <u>未来づくり推進局</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(地域振興部の所掌事務)</p> <p>第6条 地域振興部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>地域及び市町村の振興に関する事項</u></p>

<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>文化の振興に関する事項</u></p> <p>(6) <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u></p> <p>(観光交流局の所掌事務)</p> <p>第7条 <u>観光交流局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 <u>福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>少子化対策に関する事項（元気づくり総本部と共管）</u></p> <p>(7) <u>児童及びひとり親の福祉に関する事項</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(統轄監及び部局長)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>統轄監は、前項の事務を処理するとともに、元気づくり総本部長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) <u>男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(4) <u>交通政策に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>県東部圏域の活性化に関する事項</u></p> <p>(文化観光スポーツ局の所掌事務)</p> <p>第7条 <u>文化観光スポーツ局の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>文化の振興に関する事項</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u></p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 <u>福祉保健部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>児童・母子福祉及び少子化対策に関する事項</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(統轄監及び部局長)</p> <p>第14条 略</p> <p>2 <u>統轄監は、前項の事務を処理するとともに、未来づくり推進局長を指揮監督し、必要に応じて、部局の総合調整を行う。</u></p> <p>3・4 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。
(鳥取県情報公開条例の一部改正)
- 2 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。
第27条中「未来づくり推進局」を「元気づくり総本部」に改める。
(鳥取県スポーツ審議会条例の一部改正)
- 3 鳥取県スポーツ審議会条例（平成24年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。
第8条中「文化観光スポーツ局」を「地域振興部」に改める。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

4 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
略		略	
鳥取県地域振興部 指定管理候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定 管理者の指定手続等に関する 条例（平成16年鳥取県条例第 67号）第5条、第6条第2項 及び第22条第3項に規定する 事項	鳥取県文化観光ス ポーツ局指定管理 候補者審査委員会	鳥取県公の施設における指定 管理者の指定手続等に関する 条例（平成16年鳥取県条例第 67号）第5条、第6条第2項 及び第22条第3項に規定する 事項
鳥取県観光交流局 指定管理候補者審査委員会			
略		略	
略	指定管理者に管理を行わせて いる県立施設の管理運営状況 の評価に関する事項	略	指定管理者に管理を行わせて いる県立施設の管理運営状況 の評価に関する事項
鳥取県地域振興部 指定管理施設運営 評価委員会		鳥取県文化観光ス ポーツ局指定管理 施設運営評価委員 会	
鳥取県観光交流局 指定管理施設運営 評価委員会			
略		略	